

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 薬剤師の資格取得費用

Q : 私は、個人で薬局を経営していますが、薬剤師の資格を持っていませんので、薬剤師の資格のある者を雇っています。

そこで、この春からは私自身も薬剤師の資格を取得するために、薬科大学に入学しました。この薬科大学の授業料等の勉強に要する費用は必要経費として認められますか。

A : 必要経費としては認められません。

【解説】

不動産所得、事業所得又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、別段の定めがある場合を除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他その総収入金額を得るため直接要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とされています。

一般に、事業主や使用人がその業務の遂行に直接必要な技能又は知識の習得や研修を受けるために通常必要な費用は必要経費に算入されますが、業務の遂行に直接必要であるかどうかは、現に営んでいる業務のうえで直接に必要な技能や知識であるかどうかによるべきものと考えられます。

ご質問の場合、薬科大学の授業料等の費用は、薬局の業務と相当の関連はありますが、業務の遂行上不可欠なものではないと思われるので、必要経費には算入されません。

